

鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第11号

鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例（平成10年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条第1号中「水道事業管理規程」の次に「(以下「規程」という。)」を加える。

第4条第1項中「第2条の事業ごとに市長又は」を削り、「市長等」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長等」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「市長等」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則又は水道事業管理規程（以下「規則等」という。）」を「規程」に、「市長等」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長等」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則等」を「規程」に、「市長等」を「管理者」に改める。

第6条の2及び第8条中「市長等」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。